



令和6年度 町民税・県民税 特例引徵収の仕方

1. 特別徵収の取扱いについて..... P 1 ~ P 2
2. 納入書の納期限等及び記入要領..... P 3
3. 特別徵収の納期限..... P 4
4. OCR 納入書の取扱いについて..... P 5 ~ P 6
5. ゆうちょ銀行指定通知書..... P 7
6. 異動届の提出について(留意点)..... P 8
7. 給与支払報告特別徵収に係る給与所得者異動届出書[記載例]... P 9

岐阜県力口芦委君様 七宗田役場
住民課 稅務係
岐阜県加茂郡七宗町上麻生2442番地3 TEL 0574(48)1144(直)
FAX 0574(48)2239(代)
〒509-0492

1. 特別徴収の取扱について

- (5) 納税義務者が異動(退職・転勤・死亡・長欠等)された場合の処理について
納税者が 5 月 31 日以前に異動されて給与の支払いがなくなつたときは
6 月から徴収して納入する義務はありませんので、異動届を至急提出してください。

また、それ以降に異動のあつたときは、その異動の月まで徴収し納入していただきますが、その翌月から徴収義務はありません。この場合はその異動の発生した翌月の 10 日までに異動届を住民課まで提出してください。

また、6 月 1 日から 12 月 31 日までの間で異動があつた場合、翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨が納税義務者から申し出があつた場合や翌年 1 月 1 日から 4 月 30 日までの間で退職などの異動があつた場合は、翌月以降の月割額を一括徴収し、繰り上げ納入してください。(この場合も異動届を提出してください)

(6) 紳税義務者が異動(退職・転勤など)された場合の未徴収税額の納入について
異動された場合の未徴収税額は、普通徴収の方法に変更し、納税通知書を直接納税義務者に送付しますので、異動後の住所等は詳細に異動届に記入してください。

転勤の場合は、その転勤先が本町から特別徴収義務者に指定されているときは、特別徴収を継続していただくよう転勤先に特別徴収の継続通知書を送付します。また、指定されていない場合は新しく指定するか普通徴収に変更します。

(7) 特別徴収税額の変更について
特別徴収税額を通知した後に、その税額に誤りがあつたり、またこれを変更する必要が生じたときは、「町・県民税特別徴収税額の変更通知書(特別徴収義務者用)」及び「町・県民税特別徴収税額の変更通知書(納税義務者用)」を送付しますから、「納税義務者用の通知書」は各納税義務者に交付してください。この納税通知書をお受け取りになりましたら、変更後の月割額によって徴収し、納入してください。

- (1) 町・県民税の特別徴収とは
納税者の便宜をはかる目的から、給与支払者(特別徴収義務者)が毎月給与を支払う際に納税義務者(給与所得者)が納めなければならぬ町・県民税を 6 月から翌年の 5 月まで 12 回にわけて給与から差し引いて個人に代わって納めていただく制度です。

- (2) 特別徴収税額通知書について
特別徴収の関係書類を受け取られましたら、まず、内容を確かめてください。(誤りなどがありますと、住民課までお知らせください)
「特別徴収義務者指定番号」は、あなたの事業所を表示するものですが、今後、本町に提出される特別徴収事務関係書類や照会については、必ずこの番号を明示してください。

なお、「特別徴収税額の通知書(納税義務者用)」は、5 月 31 日までに各納税義務者へ交付してください。

- (3) 每月の給与から差し引く月割額
特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)に基づいて給与から差し引きしていただきます。8 月以降については、町からの税額変更の通知がない限り 7 月分と同じ額を差し引いてください。

- (4) 特別徴収税額の納入期限
特別徴収義務者は、6 月から翌年 5 月までの給与の支払いをするとき毎月徴収して、翌月 10 日(10 日が日曜日・祝日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日)までに、指定する納入場所へ町指定の「OCR 納入書」によって納入してください。

(8) 納期の特例について

給与等の支払を受ける者が常時 10 人未満の事業所は、「納期の特例の承認に関する申請書」を提出し承認を受けると、給与等の支払の際徴収した税額の納入を次のように年 2 回だけにすることができます。
※注意(10 日が日曜日・祝日に当たるときはその翌日、土曜に当たるとときはその翌々日)

納 期	6 月～11 月分月割額の合計額 → 12 月 10 日までに
	12 月～5 月分月割額の合計額 → 6 月 10 日までに

なお、この納期の特例については、退職所得等にかかる特別徴収にも適用されます。

① 納期の特例の承認申請をされても、滞納や著しい納入遅延がある場合は承認されないことがあります。また、承認を受けても滞納したり、納入遅延があったりしますと、この特例の承認を取り消すことになりますのでご注意ください。

② 納期の特例の承認後給与等の支払を受ける者の人数が条件の限度を越えることとなつた場合(常時 10 人以上になつたときは、その旨をすみやかに届け出ください)。

③ 納期の特例が承認された場合でも異動(退職など)があつたときは「異動届」を翌月の 10 日までに必ず提出してください。

④ 納期の特例の承認は翌年度以降もひきつづきますので、承認申請書は一度だけの提出で結構です。なお、承認通知は法律の規定により省略する場合があります。

(9) 月割額を滞納された場合

特別徴収義務者が月割額を納期限までに納入されないとときは、納期限の翌日から納入の日までの期間に応じ税額(1,000 円未満の端数があるときはこれを切り捨てて、またその税額の金額が 2,000 円未満であるときはその全額を切り捨てる)に法律の定めによる割合で計算した延滞金と督促手数料を納入書に記入し加算して納めていただかなければなりません。

(10) 住所・名称等変更届出書の提出について

特別徴収義務者の住所、事業所名等が変更になつた場合は、届出書を提出してください。

2. 退職所得に係る特別徴収

退職所得に係る個人の住民税は、他の所得を区分して(いわゆる「分離課税」です)所得税の場合と同様に退職手当等の額に応じた税額を計算し支払額からその税額を天引きして、退職者の退職した年の 1 月 1 日現在、居住する市町村に納めています。
なお、不明な点がありましたらお問い合わせください。

(1) 納入期限
特別徴収義務者は、退職手当等の支払をするときその税額を徴収して翌月の 10 日(10 日が日曜日・祝日にあたるときはその翌日、土曜日にあたるときはその翌々日)までに指定する納入場所へ本町指定の納入書により納入してください。

(2) 紳入書及び納入申告書の記入について
納入書の記入は、給与所得に係る特別徴収の納入書と同じですから、給与所得分を記入されるとき、退職所得分については退職欄に記入してください。
なお、納入申告書については、納入書の裏面にありますから所要事項を必ず記入してください。

(2)

納入書の納期限等及び記入要領

- 納入書は、15枚つづりです。同封の別冊用紙に令和6年6月分から令和7年5月分までの12ヶ月分と予備の納入書(3枚)が綴っています。
- 給与等から徴収した特別徴収税額は、「給与分」欄に記入し、必ず当該月の分を使用してください。
- (注意) 納税者が退職する際、退職手当等で未徴収税額を一括徴収した場合でも必ず「給与分」欄に記入ください。
- 納期の特例の承認を受けている事業所は、令和6年11月分、令和7年5月分を使用してください。
- 退職所得に係る町・県民税額を納入する場合は、当該月の納入書の「退職所得分」欄に記入してください。
- この場合、納入書裏面納入申告書にも記入して、給与分と同時に同一の納入書で納入してください。

一括徴収のお願い

1月1日から4月30日までの間に退職等により特別徴収税額が徴収できなくなつた場合は、未徴収税額を給与・退職手当等により一括徴収(納入)するよう地方税法で義務づけられていますので、よろしくお願いします。
なお、12月31日までの退職者等については、本人の了承をえて一括徴収(納入)していただきますよう、ご協力をお願いします。

◆ 納期限

◆ 納入場所

給与から徴収する税額月	納期限
6月分	7月10日
7月分	8月13日
8月分	9月10日
9月分	10月10日
10月分	11月11日
11月分	12月10日
12月分	1月10日
1月分	2月10日
2月分	3月10日
3月分	4月10日
4月分	5月12日
5月分	6月10日

退職手当等から徴収する税額
祝日のときは翌日、土曜日のときは翌々日)

○指定金融機関 めぐみの農業協同組合 ひすい支店
○収納代理金融機関 めぐみの農業協同組合 大垣共立銀行 東濃信用金庫 十六銀行 ゆうちょ銀行（岐阜・愛知・三重・静岡県内のゆうち よ銀行・郵便局及び指定したゆうちよ銀行・郵便局）

OCR納入書の取扱いについて

① 納入する金額が「納入金額(1)」と異なる場合

印刷済みの金額を二重線で消す 印字用紙 領収證書 金		加入者名 市町村コード 市町村コード 七宗町 2 1 5 0 4 0 0 0860-6-960171		納入者名 市町村コード 市町村コード 七宗町会計管理者 指定期 5359350		納入金額(1) =88,880=	
令和4年6月分							
納入すべき金額 が右の納入金額(1) の額の金額と異なる ときは、納入金 額(1)の額を償除で 抹消し、納入金額 (2)の額に記入して ください。							
納期限 令和4年7月1日							
(特別徴収義務者) 509-0492 佐野 市長 株式会社 OO							
印字用紙 領収證書 金							

納入すべき金額
が右の納入金額(1)
の額の金額と異なる
ときは、納入金
額(1)の額を償除で
抹消し、納入金額
(2)の額に記入して
ください。

納期限
令和4年7月1日

(特別徴収義務者)
509-0492
佐野
市長
株式会社 OO

印字用紙
領収證書
金

② 予備の納入書を使用する場合 勘收月を忘れずに記入してください。

印刷済みの金額を二重線で消す 印字用紙 領収證書 金		加入者名 市町村コード 市町村コード 七宗町 2 1 5 0 4 0 0 0860-6-960171		納入者名 市町村コード 市町村コード 七宗町会計管理者 指定期 5359350		納入金額(1) =88,880=	
令和4年7月分							
納入すべき金額 が右の納入金額(1) の額の金額と異なる ときは、納入金 額(1)の額を償除で 抹消し、納入金額 (2)の額に記入して ください。							
納期限 令和4年8月10日							
(特別徴収義務者) 509-0492 佐野 市長 株式会社 OO							
印字用紙 領収證書 金							

納入すべき金額
が右の納入金額(1)
の額の金額と異なる
ときは、納入金
額(1)の額を償除で
抹消し、納入金額
(2)の額に記入して
ください。

納期限
令和4年8月10日

(特別徴収義務者)
509-0492
佐野
市長
株式会社 OO

印字用紙
領収證書
金

(3) 退職所得がある場合 紙与分と退職所得は分けて記入してください。

個人間取扱書			個人間取扱書		
個人間取扱書コード	個人間取扱書番号	加入者名	個人間取扱書コード	個人間取扱書番号	加入者名
2 1 5 0 4 0	00860-6-960171	七宗町会計管理者	2 1 5 0 4 0	00860-6-960171	七宗町会計管理者
今和5年3月分	5359350	=100,000=	今和5年3月分	5359350	=100,000=
納入すべき金額 が右の納入金額(1) の端の金額と異なる ときは、納入金 額(1)の端を税源で 抵消し、納入金額 (2)の端に記入して ください。			納入すべき金額 が右の納入金額(1) の端の金額と異なる ときは、納入金 額(1)の端を税源で 抵消し、納入金額 (2)の端に記入して ください。		
納期限	令和5年4月11日	(特別償還(参考)) 509-0492	納期限	令和5年4月11日	(特別償還(参考)) 509-0492
納付印	○○	(納付印)	納付印	○○	(納付印)
<small>上記の金額は、税額控除額を差し引いた金額です。 (特別償還(参考)) 509-0492</small>			<small>上記の金額は、税額控除額を差し引いた金額です。 (特別償還(参考)) 509-0492</small>		

個人間取扱書			個人間取扱書		
個人間取扱書コード	個人間取扱書番号	加入者名	個人間取扱書コード	個人間取扱書番号	加入者名
2 1 5 0 4 0	00860-6-960171	七宗町会計管理者	2 1 5 0 4 0	00860-6-960171	七宗町会計管理者
今和5年3月分	5359350	=100,000=	今和5年3月分	5359350	=100,000=
納入すべき金額 が右の納入金額(1) の端の金額と異なる ときは、納入金 額(1)の端を税源で 抵消し、納入金額 (2)の端に記入して ください。			納入すべき金額 が右の納入金額(1) の端の金額と異なる ときは、納入金 額(1)の端を税源で 抵消し、納入金額 (2)の端に記入して ください。		
納期限	令和5年4月11日	(特別償還(参考)) 509-0492	納期限	令和5年4月11日	(特別償還(参考)) 509-0492
納付印	○○	(納付印)	納付印	○○	(納付印)
<small>上記の金額は、税額控除額を差し引いた金額です。 (特別償還(参考)) 509-0492</small>			<small>上記の金額は、税額控除額を差し引いた金額です。 (特別償還(参考)) 509-0492</small>		

◎退職所得について記入してください。

個人間取扱書			個人間取扱書		
個人間取扱書コード	個人間取扱書番号	加入者名	個人間取扱書コード	個人間取扱書番号	加入者名
2 1 5 0 4 0	00860-6-960171	七宗町会計管理者	2 1 5 0 4 0	00860-6-960171	七宗町会計管理者
今和5年3月分	5359350	=100,000=	今和5年3月分	5359350	=100,000=
納入すべき金額 が右の納入金額(1) の端の金額と異なる ときは、納入金 額(1)の端を税源で 抵消し、納入金額 (2)の端に記入して ください。			納入すべき金額 が右の納入金額(1) の端の金額と異なる ときは、納入金 額(1)の端を税源で 抵消し、納入金額 (2)の端に記入して ください。		
納期限	令和5年4月11日	(特別償還(参考)) 509-0492	納期限	令和5年4月11日	(特別償還(参考)) 509-0492
納付印	○○	(納付印)	納付印	○○	(納付印)
<small>上記の金額は、税額控除額を差し引いた金額です。 (特別償還(参考)) 509-0492</small>			<small>上記の金額は、税額控除額を差し引いた金額です。 (特別償還(参考)) 509-0492</small>		

(6)

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合

ゆうちょ銀行 店長 様

郵便局長 様

特別徴収税額の納入にあたっては、全国のゆうちょ銀行・郵便局をご利用いただけますが、東海4県以外(岐阜県・愛知県・三重県・

静岡県)のゆうちょ銀行・郵便局を利用する事業所は、右の「指定

通知書」を切り取り、日付けと局名等を記入し、当初の払込みの

際、納入書と共にゆうちょ銀行・郵便局へ提出してください。
地方税法第321条第4項の規定により貴店・貴局を本町の町民税および県民税特別徴収納入金取扱い金融機関に指定します。

※ 前年度の指定郵便局は本年度も引き続き利用できますから
提出の必要はありません。

記

口座番号 00860 - 6 - 960171

加入者名 岐阜県七宗町 会計管理者

取りまとめ店 ゆうちよ銀行名古屋貯金事務センター

異動届の提出について(留意点)

納税者が退職、死亡、転勤、長欠等の事由によつて給与の支払を受けなくなつた場合には、その受けなくなつた日の属する月の翌月 10 日までに異動届を住民課までご提出ください。

この届出が遅れると、納税者に対して、ご迷惑をおかけすることになりますのでご注意ください。(例えば、退職された方には、未徴収税額について一度に多くの額を納めていただくことになります。)
※ 事業所の所在地・名称等の変更がありましたら、速やかに「特別徴収義務者の住所・名称等変更届出書」を提出してください。

1. 一括徴収の取扱いについて

令和6年6月1日から 令和6年12月31日までの退職者等	本人からの申し出により、給与・退職手当等の支払の際に未徴収税額を一括徴収してください。
令和7年1月1日から 令和7年4月30日までの退職者等	令和7年5月31日までに給与・退職手当等の支払がある場合は、その支払の際に未徴収税額を一括徴収してください。 <u>(本人からの申し出を必要としません)</u>

2. 転勤先の事業所で引き続き特別徴収する場合は、新勤務先に月割額などをご連絡ください。
あわせて、その旨記入した異動届をすみやかに住民課まで提出してください。

異動届出書
の記載例

付 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

受印		特 別 徴 収												1.現年度 2.新年度 3.兩年度							
※ 処理 事項																					
		特 別 徴 収 指定		徴 取 義 務 者 号		5359350		人 事 係													
(あて先) 岐阜県七宗町長		名 称		株式会社 ○ ○ ○												担当者 氏名		七宗 太郎			
		給与支払者		特別徴収義務者		個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 右詰め記入															
令和4年12月5日提出		給 氏 名		所在地 (住所)		郵便番号 509-0492		加茂郡七宗町上麻生2442番地2													
		七宗 税務		新姓		(7)特別徴収税額		(8)徴収税額		(9)未徴収税額		(10)異動の由		異動の年月日		異動の年月日		異動の年月日			
生年月日		昭和 年月日		56年 5月 7日		円 6 月分から		円 (ア)-(イ)		円 (ア)-(イ)		円 (ア)-(イ)		円 (ア)-(イ)		円 (ア)-(イ)		円 (ア)-(イ)			
		個人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		57,000		10 月分まで		32,900		11月30日		32,900		11月30日		32,900		11月30日	
住所 所 得 者 者		1月1日現在 異動後の住所		七宗町上麻生111 同上		郵便番号 -		24,100		24,100		24,100		24,100		24,100		24,100		24,100	
		新しい勤務先の名称 および所在地		所在地 名称		左記転勤先へは月割額 円を 月分から徴収するよう に連絡です。		特別徴収義務者指定番号 電話() - 内線		特別徴収継続 一括徴収		社会保険料控除額 普通徴収		特別徴収継続 一括徴収		社会保険料控除額 普通徴収		特別徴収継続 一括徴収		社会保険料控除額 普通徴収	
(注)給与の支払いを受けなくなつた後の月割額(未徴収税額)を一括徴収していたただける場合は次の欄に記載ください。																					
◎退職の日が1月1日から4月30日までの場合は、本人からの申出がない場合でも、必ず残税額を一括徴収してください。(法321-5②)																					
◎その年の1月1日から退職時までに支払の確定給与及び社会保険料控除額を記入してください。																					
一括徴収の申出 令和4年11月30日		一括徴収予定額		支払予定日ごと の徴収予定額		合計 (上記の合計)		1月1日以降4月30日までの退職者等で一括徴収できない 理由 (○印を付してください。)		※ 町 處 理 欄											
		異動者印 		11・30		32,900		円 32,900		1.5月31日までに支払われる給与又は退職 手当等が未徴収税額より少ないといため 2.再就職先で特別徴収の継続希望があるため 3.その他 理由:											
一括徴収した税額は  月分で納入します。 12月 10日納入																					

※印の欄は記載しないでください。
○控えが必要な場合は複写してください。